

2018年12月24日

政策保有株式に関する基本方針

1. 上場株式の政策保有に関する基本方針

当社は、事業運営上の必要性などを総合的に勘案した上で、以下に照らし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合は、当該株式を取得・保有する。

- (1) 業務提携、取引関係の強化を図る事が期待できる取引先等とする。
 - ① 安定的、継続的な取引、もしくは取引拡大の可能性のある取引先等とする。
 - ② 業務提携等により、当社グループの業容拡大に貢献できる取引先等とする。

- (2) 保有する事のリスクあるいはリターンを踏まえ、中長期的に経済合理性、必要性があると判断できるものとする。
 - ① 保有株式に重要な毀損がない、もしくは将来回復すると見込めるものとする。
 - ② 当社グループ及び保有先の経営の安定に寄与できるものとする。
 - ③ 事業取引上の必要性に加え他の資金活用と比較し、保有する事に経済合理性が認められるものとする。

- (3) 政策保有株式の個別銘柄の取得総額は、総資産の100分の5を上回らないものとする。

- (4) 個別の政策保有株式の保有の合理性の判断については、資本コスト等を基準に定期的に取り締役会にて検証を行い、取引先等との対話・交渉を行いながら、保有意義の薄れてきた銘柄の縮減を進める。

2. 政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

議決権の行使については、当該取引先等の方針・戦略を勘案したうえで、議案の内容を個別に精査し、中長期的な視点での企業価値、株主価値の向上に資するものか否かを判断のうえ、適切に議決権を行使する。

議決権の行使にあたり、当社が重要と考える議案は次のとおりである。

- ① 剰余金処分議案
- ② 取締役・監査役選解任議案
- ③ 組織再編議案 等

3. 本基本方針の改正

本基本方針は、取締役会の決議により改正される。

以上